

発表論題(和文) 土壌汚染対策における環境基準の問題点

発表者氏名・所属(和文) 山本 勇 環境経営学会、株式会社アースクリエイト

発表論題(英文) An interrogation about target substances & standards on soil contamination countermeasures in Japan

発表者氏名・所属(英文) Isamu Yamamoto SMF, Earth Create Office Co, Ltd.

キーワード(4語) 環境負債、土壌汚染対策法、土壌汚染、公有水面埋立地

発表要旨本文

I. はじめに

東北関東大震災にともなって発生した放射能汚染にたいする安全性の基準が大きく揺らいでいる。土壌汚染対策法に基づく土壌汚染に関しても同様の問題点をかかえており、土壌汚染に係る環境債務を考える上でも検討が必要である。問題解決としては、“土壌汚染環境基準は絶対的ではないと“いうことを国民に広く周知・徹底し、それを前提とした土壌汚染対策法の運用を図る事が求められる。

II. 放射能汚染に係る暫定基準

今年3月の東北関東大震災に伴って発生した原子力発電所からの放射能汚染が大きな問題になっている。地震によって引き起こされた大津波によって原子力発電所設備の一部が破壊され、その後、放射性物質が環境に放出されたが、問題はそれがどの程度の危険なのかの判断基準が混乱している。発表されているデータ(数値)は単位(桁数や意味)が異なっておりそれがどの程度危険であるかについては、ほとんどのケースで“暫定基準値”との比較で表現されている。さらに事態の変化、対策作業の必要性に伴って、“基準値”が変更されている。このことは基準値、ひいては基準値の意味(定義)・役割が明確ではない事を示しているのではないだろうか。従って我々は定められている、または発表されている基準を盲目的に信じて行動を起こすことは、危険あるいは無駄なコストを払うことになりかねない。この事は今回の放射能汚染に係る基準に限らないと考えている。

III. 土壌汚染分野における基準値が抱える問題点

わが国には環境や食品安全分野で各種の基準値が定められておりその基準値を画一的に適用する傾向が強い。しかしながらどのような基準(値)を採用しても“絶対安全”ということはありません、日常的には“許容できる危険は甘受”しなければならないことを前提にしなければならない。本稿の主眼は“土壌汚染に係る環境債務を考える”ことであるが、ここでもそれを判断する“基準値”に問題が多い。土壌汚染に係る環境債務の法的根拠を土壌汚染対策法にのみ求める事には問題がある。土壌汚染対策法は土壌環境基準を規制基準としており、その中で、規制物質を指定し画一的な環境基準を定めている。今回の震災で大きな問題となっている放射性物質による土壌汚染は土壌汚染対策法の対象にはならない。土壌環境基準として定められている基準値の元をたどれば、その多くはWHOによって定められた飲料水基準にたどりつく。飲料水基準は出来るだけ厳しく定められるのが必要であると考え、土壌からの溶出基準をそれに一致させ、同じ基準で対策を求めるが適当であるかどうかは大いに検討の余地があると考え。

IV. 土壤汚染分野における土壤汚染対策法とは異なった基準（公有水面埋立法）

四方を海に囲まれた我が国は海を埋め立てて土地を広げてきた。海など公の水面は公有水面と呼ばれ、公有水面埋立のルールは公有水面埋立法に定められている（大正10年制定）。埋め立てられた土地は公用水面埋立地と呼ばれ、第二次大戦後に埋め立てられた公有水面は12億㎡で海岸線平地の重要な部分を占めている。この公用水面埋立地を土壤汚染対策法の観点から検討すると、結論からいえば、「環境基準の10倍以下の汚染が存在するのは当然」と言うことになる。それは次の理由による。公有水面埋立法では埋め立ての条件（資格）として主として次の点が定められている。A. 埋め立てにかかわる財務的裏付、b. 安全・環境などへの配慮（廃棄物による埋め立て禁止など）。一方、浚渫土砂は廃棄物とはみなされず、これで海面埋め立てを行うことは認められており、浚渫土砂を埋め立てに利用する場合の技術基準が定められている。この技術基準には汚染に関して土壤環境基準の10倍（溶出）まで許されることが明記されている。その狙いは「海洋汚染防止」の観点である。以上のルールをつなぎ合わせれば、公有水面埋立地には、環境基準の10倍以下の土壤汚染（溶出）が当然あり得ることになる。公用水面埋立竣工前の土地は土壤汚染対策法の対象外であるが、埋立竣工後の土地利用を考える際には土壤汚染の可能性に留意する必要がある。公有水面埋立地を調査すれば環境基準の10倍以下の土壤汚染が見出される可能性は高く、今後は各地で問題になると考えられる。某埋立地において環境基準の4.6倍の汚染（ヒ素溶出）が見出されたケースで土壤調査専門委員会が出された結論は次の通りであった。「ヒ素については当地の地層と同程度の濃度であり、この濃度では、地下水を飲んだとしても健康に影響を及ぼす事はないと考えられます。」また「参考として、この地域の地下水は塩分濃度が高いため、飲用には向いていません」と述べられている。土壤汚染対策法を画一的に適用する事の無理を示す一例である。この問題解決としては、“土壤汚染環境基準は絶対的ではないと“いうことを国民に広く周知・徹底し、それを前提とした土壤汚染対策法の運用を図る事が求められる。土壤汚染に係る環境債務を考える際にもこの考慮が必要である。なお、環境省では自然由来重金属汚染地や公有水面あるいは干拓事業による埋立地に対して「自然由来特別区域」「埋立地特例区域」「埋立地監理区域」等の制度導入を検討している（2011.2.22省令改正案）が、基準値の画一的な適用には変わりなく問題の解決は望めそうにない。根本的な解決策は環境基準値を健康リスクとの関係で再検討を行い、どのような基準値でも絶対安全とすることは無いという前提で”許容できる危険は甘受する制度”を導入する事であると考えられる。その場合には汚染状況、土地の状況・用途、守られるべき対象者の年齢等を組み合わせた制度になり、現在の様な盲目的・画一的な基準値の設定はあり得ない。

以上

参考文献

- ・雑誌 港湾 2010.8.特集
- ・アイランドシティ土壤調査専門委員会報告書 H17.5.

発表者プロフィール: 山本 勇 (㈱アースクリエイト 研究員 (神戸市在住))

- (略歴・実績) 住友海上リスク総研 (現インターリスク総研) 取締役・主席研究員 (2004年退社)
- 東京大学・先端科学技術研究センター客員研究員 (2004-2006)
- 「阪神大震災が環境に与えた影響」 UNEP ロンドン (1996)
- 「我が国における土壤汚染要診断サイト数を推定する」 (1998)